

平成30年第12回教育委員会会議事録

1 開催日時

平成30年9月27日(木) 午後3時40分～午後4時21分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	中村 吉昭
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

承認第5号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第14号 幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について

報告第15号 平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第16号 平成30年度全国学力・学習状況調査結果について

議案第58号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則

議案第59号 学校における働き方改革
幕別町アクションプランの策定について

議案第60号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のおり

菅野教育長 ただ今から、第12回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第11回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第11回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(岡田 直之) まず、本日1番、瀧本委員から欠席のご連絡いただいておりますのでご報告とさせていただきます。

その他2点、事務報告をさせていただきます。

はじめに、平成30年第3回町議会定例会での一般質問についてであります。

事務報告資料の1、一般質問答弁書をご覧くださいと思います。

平成30年第3回定例会が8月31日に開会され、9月25日までの26日間の日程で開会されたところであり。本定例会において、一般質問は、8名の議員から質問があり、教育委員会関係分として4名の議員から質問がありましたので、その概要をご説明いたします。

一般質問答弁書の3ページをご覧くださいと思います。

小田議員からは、「小中学生の自転車乗車時のヘルメット着用について」3項目の質問がありました。教育長からは、「過去5年間における町での児童生徒の自転車事故の件数は」、「自転車乗車時のヘルメット着用について、町から各家庭あるいは各学校に向けての取組は」、「今後、ヘルメット購入の費用について、町からの補助等の考えは」との質問に対し、資料のとおり答弁しております。

8ページをご覧くださいと思います。

小島議員から、「午後の運動会など、次期学習指導要領による授業確保等や熱中症対策について」と題し、3項目の質問がありました。教育長からは、「運動会のあり方を含め、授業時数確保対策について」、「教材の重量化に伴う発達の影響について」、「教育現場において熱中症やその疑いで体調を崩す児童生徒の実態や熱中症対策について」との質問に対し、資料のとおり答弁しております。

19ページをご覧くださいと思います。

野原議員から、「町民と町が連携し防災対策を」と題し、6項目の質問がありました。飯田町長からの答弁であります。教育委員会関連としては3項目目の「次世代に向けて、小中学校・高校で防災教育を」との質問の中で、21ページ下段にありますとおり答弁しております。

28ページをご覧くださいと思います。

荒議員から、「コミュニティ・スクールが地域づくりの新たなツールとして生かされる取組を」と題し、4項目の質問がありました。教育長からは、「本町におけるコミュニティ・スクールの導入目的は」、「学校現場の意見の反映をどのように図っていくのか」、「コミュニティ・スクールの委員構成、選定方法は、また、合同エリアに向けての課題は」、「運用に当たり、保護者・地域住民に対する説明と理解・周知などの方法は」との質問に対し、資料のとおり答弁しております。

以上、4名の議員から質問がありましたが詳細につきましては、お手元の答弁書をご覧くださいと思います。

次に、公立高等学校配置計画についてであります。

事務報告資料の2をご覧くださいと思います。

1枚ものが、公立高等学校配置計画（平成31年度～33年度）の概要になります。その後ろに付いておりますのが、配置計画の本文になります。

配置計画の2ページをご覧いただきたいと思います。

本年6月5日に北海道公立高等学校配置計画案が公表されておりましたが、このたび、9月4日に、案が取れました、北海道公立高等学校配置計画が公表され、4配置計画（平成31年度～33年度）の概要、(2)のウ再編整備の部分になりますが、「平成31年度に、幕別町内において私立江陵高校が募集停止となることや、地域の要望などを考慮し、幅広い教育課程の編成・実施を図る観点から幕別高校を募集停止し、新設校を設置する。なお、新設校の募集学級数は3学級、学科は普通科とし、私立江陵高校の校舎を使用する」との配置計画が正式に決定されたところであります。

今後におきましては、平成31年4月の新設校の開校に向け、幕別町の土壌・特性や両高校の伝統、特徴を生かした魅力ある学校となり、多くの方から選ばれる学校となるよう、両校をはじめ、北海道教育委員会と協議を進めながら、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

また、本日は学校説明会の案内もお配りさせていただいておりますが、学校名につきましては現在開会中の道議会での決定となり、現在は仮称であります。北海道幕別清陵高等学校の第2回学校説明会が、10月9日火曜日の13時30分から江陵高校の体育館で開催されます。

第1回の学校説明会には300名を超える皆さんに参加をいただきましたが、今回は更に詳細な内容を示していただけるとのことでありますので、委員の皆様にもぜひご参加をいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようなので、議件に入ります。

次に、日程第5、承認第5号専決処分した事件の承認について、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求説明を求めます。

教育部長（岡田 直之） それでは、承認第5号、専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

承認第5号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求についてであります。

今回の補正予算につきましては、台風21号と平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害復旧に要する所要の経費について9月14日付けで補正予算の要求を行ったものであります。

補正予算要求の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に163万2千円を追加し、予算の総額を14億5,928万2千円とするものであります。

3項中学校費89万2千円を追加するものであります。

1目学校管理費の需用費は、停電により不具合の発生した幕別中学校と札内東中学校の防犯カメラ及び忠類中学校の教職員用パソコンサーバーの修繕費を追加するものであります。

次に、5項社会教育費74万円を追加するものであります。

2目公民館費22万円ですが、需用費は、台風による、まなびや相川敷地内の倒木除去及び、まなびや中里体育館の外壁破損に係る修繕費を追加するものであります。

6目集団研修施設費52万円ですが、需用費は、台風による集団研修施設こまはた敷地内の倒木除去及び体育館排煙窓の雨漏りに係る修繕費を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 予算要求の中の修繕は現在実施しているのでしょうか。

学校教育課長（山端 広和） 学校管理費の修繕につきましては、まだ実施しておりません。これから予算が確定した後に修繕する見込みで進めております。

また、サーバーにつきましてはサーバーの中にハードが4つありまして、そのうちの1つが破損して残り3つでまだ起動しておりますので、そのなかで対応しております。

生涯学習課長（石野 郁也） 社会教育費につきましては、倒木伐採など危険が伴うものにおいては既定予算で実施しております。

今後足りなくなるの見込みでの予算要求をしております。一部につきましては、補正予算の議決をして速やかに発注しているものがございます。

菅野教育長 そのほかに質疑はございませんか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、承認第5につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、報告第14号幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について、説明を求めます。

教育部長（岡田 直之） それでは、報告第14号幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

現教育委員会委員であります、小尾一彦委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本年8月31日に開会されました、第3回町議会定例会におきまして教育委員の再任の同意をいただき、平成30年10月1日付けで飯田町長から教育委員に再任されますことをご報告いたします。

なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認め、報告第14号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第7、報告第15号平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を求めます。

教育部長（岡田 直之） それでは、報告第15号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

平成30年第3回町議会定例会が、8月31日に開会し、9月25日までの26日間の日程で開会されたところであります。

本議会に教育委員会として補正予算を要求いたしましたので、その要求結果について、変更となった予算についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に882万6千円の追加を要求したところではありますが、61万円を減額し、821万6千円の補正とし、予算総額を14億5,927万2千円として、第3回定例会で議決をいただいたところでもあります。

1項教育総務費要求額450万円に対し、50万円減額し、400万円としたところでもあります。

6目学校給食センター管理費ではありますが、予算査定における減額であります。

5項社会教育費要求額 243万4千円に対し、1万円減額し、242万4千円としたところがあります。

2目公民館費要求額 22万円に対し、3千円減額し、21万7千円としたところがあります。

6目集団研修施設費要求額 52万円に対し、7千円減額し、51万3千円としたところがありますが、いずれも予算査定における減額であります。

6項保健体育費要求額 100万円に対し、10万円減額し、90万円としたところがあります。

2目体育施設費であります。予算査定における減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認め、報告第15号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第8、報告第16号平成30年度全国学力・学習状況調査結果については、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第9、議案第58号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) それでは、議案第58号、幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページ、資料については、別添の議案第58号説明資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法の改正により、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例において、例えば、教育職給料表の4級であれば校長といった級に対応する基準となる職務を示す、等級別基準職務表を定めることとされており、これまで学校の事務職員については、行政職給料表に位置付けられており、給料表の3級、4級の事務職員については、事務主任という役職でありましたが、平成30年4月1日から新たな職として、行政職4級については専門事務主任として位置付けられることになったことや、本町においては該当者がおりませんが、学校栄養職員については、医療職給料表に位置付けられており、5級の役職が指導専門員という名称で設置されたことに伴い、幕別町立学校管理規則の一部を改正するものであります。

また、併せまして、こちらについても本町には該当者がおりませんが、従来の学校栄養職員等、医療職給料表の3級と4級に在職する者については、専門員という役職となっていることから、所要の規定を改正するものであります。

それでは、議案第58号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

表の左側は現行の規則、右側は改正後の規則であります。改正する部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第7条では、7条中、「学校に」の前に「必要と認める」を加えるものであります。

また、現行の第7条の2を改正後、第7条の3とし、第7条の次に改正後、第7条の2として専門事務主任を置く規定を加えるもので、第2項では委員会の承認を受けて校長が命ずる、いわゆる、命課により充てるものであります。

第3項については、専門事務主任の職務に関する内容を規定しております。

なお、本町では該当する事務主任が7名いまして今後、命課を行い、専門事務主任となる予定であります。

次に、改正後の第7条の4については、現在、本町には該当者がおりませんが、学校栄養職員等への助言等に関する事務を担う、指導専門員を置く規定を新たに規定するものであり、

第2項では命課より充てる規定を、第3項では、次の頁にわたりますが、職務の内容を規定するものであります。

次に、第7条の5につきましても、本町では該当者がおりませんが、学校栄養に関する専門的な業務を担う専門員を置く規定を新たに設ける規定であり、第2項では命課により充てることを、第3項では職務の内容を規定するものであります。

このため、現行の第7条の3が第7条の6なり、指導専門員と専門員の条項を第7条の4、第7条の5としてそれぞれ加えるというものであります。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第58号につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第58号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第59号学校における働き方改革 幕別町アクション・プランの策定について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) それでは、議案第59号、学校における働き方改革幕別町アクション・プランの策定について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページご覧いただきたいと思います。

学校における働き方改革幕別町アクション・プランの策定について、別添のとおり策定するものであります。

北海道教育委員会においては、これまでの働き方改革に関する国の動きを踏まえ、本年3月に学校における働き方改革北海道アクションプランを策定し、その中で市町村教委の役割として、計画等の作成と働き方改革の取組を主体的に実施することとされたところであります。

資料の1ページには、北海道教育委員会が実施した勤務実態調査における結果を記載しております。週当たりの勤務時間が60時間を超える教諭の割合が小学校で2割、中学校で4割を超えており、本町での抽出校における調査結果においてもほぼ同様の状況であるということや、本町においても道のアクションプランをベースに校長会や教頭会の意見も踏まえながら、この度アクションプランを策定し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を目指していくという内容であります。

2ページでは、これまでの国の動きや取組の方向性、教育委員会及び学校の役割等を記載しており、5になりますが、アクションプランの目標及び期間については、道教委と同様に目標期間を平成30年度から32年度までの3年間と位置付けし、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員ゼロを目指すものとしております。

次のページになります。上の囲みに書かれているとおり、32年度末に目指す指標として、部活動休養日や学校閉庁日など4点を挙げ、完全実施を掲げております。

このほか、このページには推進体制と取組の検証・改善のほか、保護者や地域住民等への理解促進となるよう普及啓発を進めることとしております。

次に4ページ目以降は、具体的な取組として掲げているもので、アクション1本来担うべき業務に専念できる環境の整備では、これまでも実施しておりますが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員の配置や、大型テレビや実物投影機など、ICT機器の活用促進、コミュニティスクール導入などであります。

次に、アクション2部活動指導にかかわる負担の軽減については、道教委と同じ目標となりますが、部活動休養日の実施として、週1日以上休養日を実施すること、月に1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること、学校閉庁日は部活動休養日とし、夏季休業期間3日、年末年始の休日6日とすることで、年間73日間となるような設定としておりますが、本年度で言いますと、年末年始を除くと概ね実施されていると認識いたしております。

次のページになりますが、このほか、部活動指導員の配置や複数顧問の効果的な活用などを掲げておりますが、今後検討しなければならない事項が多いものと考えております。

次にアクション3勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実についてであります。次にアクション3勤務時間を意識した働き方の推進から次のページになりますが(7)の主幹教諭等の配置の推進を記載しておりますが、このうち、(3)の学校閉庁日の設定については、計画策定前ではありますが、すでに本年度の夏季休業期間中から8月13日から8月15日の3日間を基本として取り組んだところであります。

また、(4)勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築についてであります。この部分については、北海道教育委員会でも試行的な取組を実施したほか、管内でもタイムカードの導入や勤怠管理システムの導入、エクセルソフトに入力し管理を行っているなど、こうした取組を参考にしながら、具体的にどんな手法が望ましいのか、教職員の理解も得られるよう進めなければいけないものと考えております。

次に、アクション4教育委員会による学校サポート体制の充実についてであります。調査業務等の見直しや次のページにわたりますが、勤務時間のスライドや振替など勤務時間等の制度の有効活用、メンタルヘルス対策の実施などの取組などを位置付けしたところであります。

なお、現在、北海道教育委員会におきましては、アクション・プランとは別に部活動の在り方に関する方針素案を既に作成しており、来年1月の策定に向け準備を進めております。このため、本町におきましても同様に部活動の在り方に関する方針についても今後、策定することになると考えているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認め、議案第59号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第59号については、原案どおり可決しました。

次に日程第11、議案第60号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第12回教育委員会会議を閉じます。